

医師確保計画について

1 計画の概要

- (1)趣 旨：平成30年7月の医療法の一部改正により、都道府県の医師確保対策を推進するため、医療計画の中の医師確保に関する事項を特出しして「医師確保計画」として策定するもの
- (2)策定根拠：医療法 第30条の4第2項第11号
- (3)期 間：令和2年度～5年度(4年間)
- (4)位置付け：医療計画の一部として策定
- (5)策定スケジュール：今後、11月、翌年2月に開催予定の地域医療対策協議会において素案を提案し、大分県医療計画策定協議会、大分県医療審議会を経て翌年3月に策定予定
- (6)計画の特徴：厚生労働省が平成31年2月に医師の偏在状況を全国的・客観的に表す新たな指標として「医師偏在指標」を算定。これにより、全国の335の二次医療圏を「医師少数区域(全国の下位1／3)」、「医師多数区域(全国の上位1／3)」、「医師が多数・少数でない区域(全国の中位1／3)」に三分類。
この分類に従って医師確保の方針や具体的な医師確保を図るための施策を定める。

2 医師確保計画の構成

(1) 医師確保の方針

- ① 県全体
- ② 各二次医療圏
- ③ 医師少数スポット

※各分類ごとに「医師の増加」や「現状維持」等の方針を定める。

(2) 目標医師数の設定

- ① 県全体
- ② 各二次医療圏

(3) 目標医師数を達成するための施策

- ① 医師の派遣調整（地域枠医師が中心）
- ② キャリア形成プログラムの策定・運用
- ③ 地域医療介護総合確保基金の活用
- ④ その他の施策

※医師確保対策として、地域枠の育成等の本県が取り組む具体的な施策を定める。

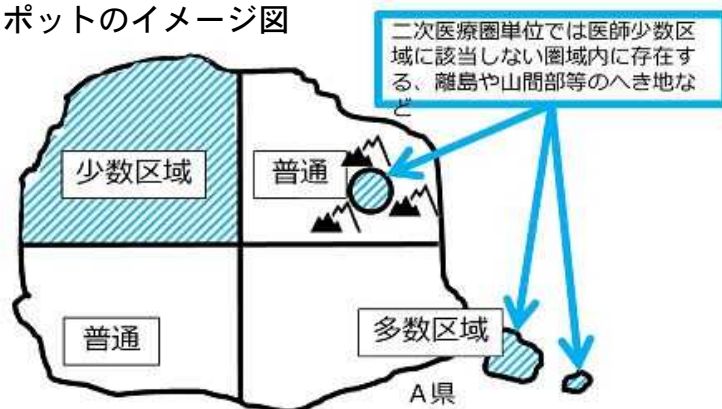
(4) 産科・小児科における医師確保計画

※産科・小児科についても、産科・小児科の医師偏在指標を基に、上記(1)～(3)に準じて計画を策定する。

医師確保方針についての県の考え方

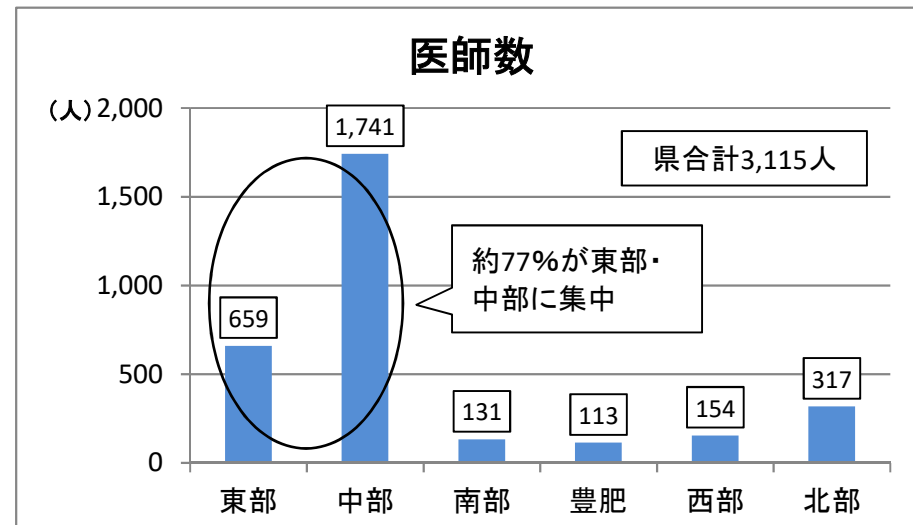
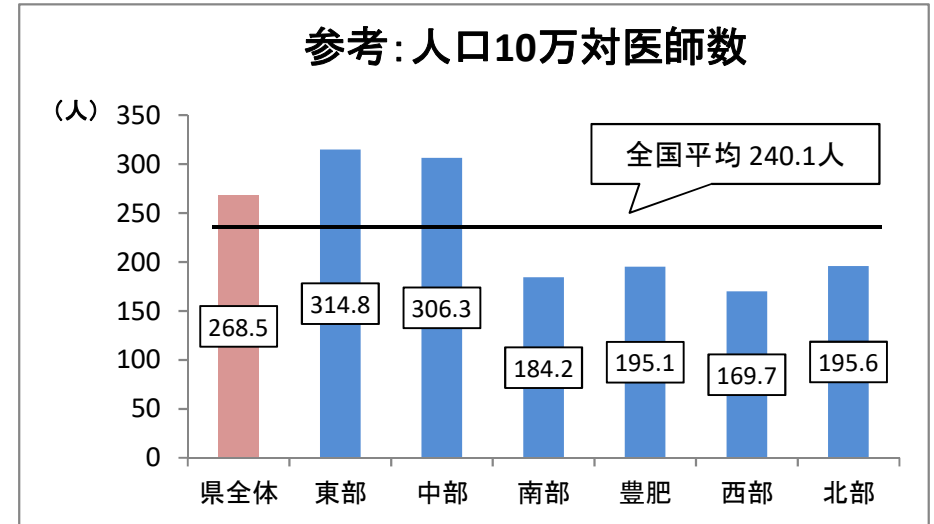
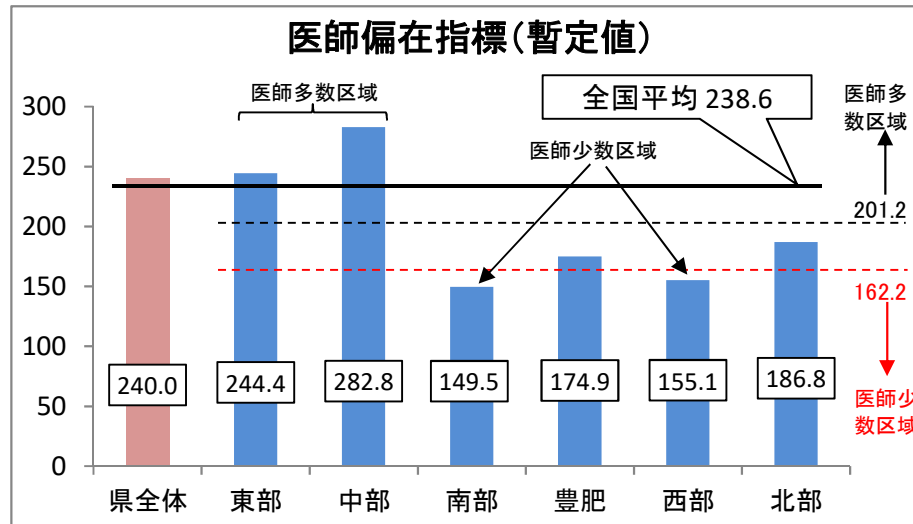
二次医療圏	医師偏在指標の分類	医師確保についての考え方	地域枠医師の主な派遣先 (へき地医療拠点病院)
東部医療圏	医師多数区域	医師多数区域は原則医師の増加はできないことから、域内の国東市と杵築市を医師少数スポットに指定し、必要な医師数の確保を図る。	国東市民病院 杵築市立山香病院
中部医療圏	医師多数区域	医師多数区域は原則医師の増加はできないことから、域内の旧佐賀関町、臼杵市、津久見市を医師少数スポットに指定し、必要な医師数の確保を図る。	佐賀関病院 臼杵市医師会立コスモス病院 津久見中央病院
南部医療圏	医師少数区域	医師数の増加を図る。	南海医療センター 長門記念病院 佐伯中央病院
豊肥医療圏	医師多数・少数でない区域	医師多数区域の水準に至るまで医師数の確保を図る。	豊後大野市民病院 竹田医師会病院 大久保病院
西部医療圏	医師少数区域	医師数の増加を図る。	済生会日田病院
北部医療圏	医師多数・少数でない区域	医師多数区域の水準に至るまで医師数の確保を図る。	中津市民病院 宇佐高田医師会病院 高田中央病院

医師少数スポットのイメージ図



○ 医師確保計画は、二次医療圏ごとに設定された医師少数区域及び医師少数都道府県の医師の確保を重点的に推進するものであるが、実際の医師偏在対策の実施に当たっては、より細かい地域の医療ニーズに応じた対策も必要となる場合がある。このため、都道府県においては、必要に応じて二次医療圏よりも小さい単位の地域での施策を検討することができるものとし、局所的に医師が少ない地域を「医師少数スポット」として定め、医師少数区域と同様に取り扱うことができるものとする。(医師確保計画策定ガイドラインより)

大分県内の地域(医療圏)ごとの医師の偏在状況



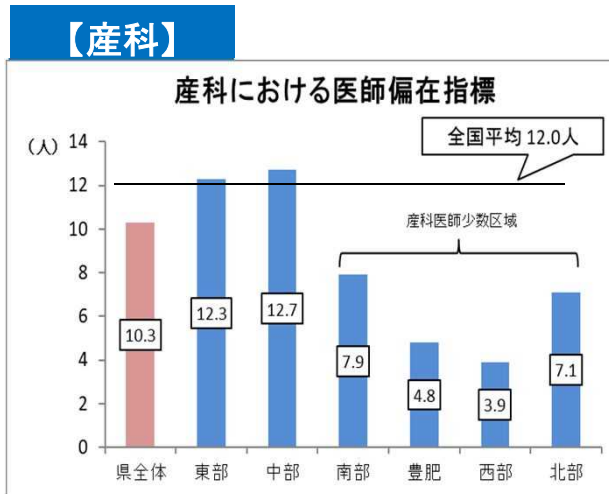
医療圏名	市町村名
東部医療圏	別府市、杵築市、国東町、姫島村、日出町
中部医療圏	大分市、臼杵市、津久見市、由布市
南部医療圏	佐伯市
豊肥医療圏	竹田市、豊後大野市
西部医療圏	日田市、九重町、玖珠町
北部医療圏	中津市、宇佐市、豊後高田市

出典: 医師偏在指標は厚生労働省が算定(都道府県調整前)
 医師数は平成28年医師・歯科医師・薬剤師調査(厚生労働省)
 ※医師数: 医療施設(病院・診療所)に従事している者の数

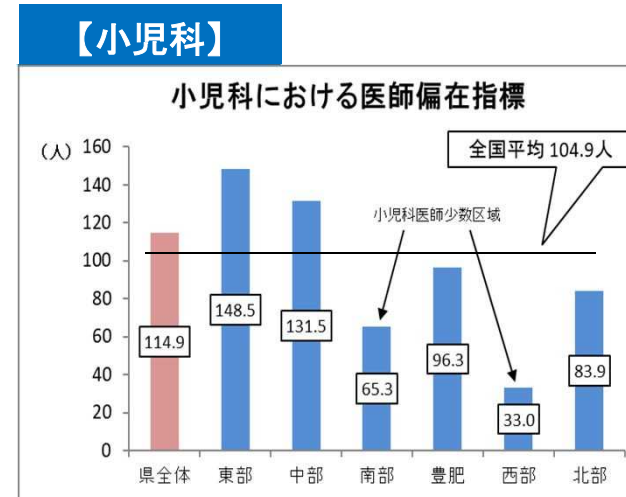
大分県の産科、小児科における医師偏在指標(暫定)

医療政策課

- 産科・小児科は政策医療の観点から医師確保の必要性が高いことを踏まえ、他の診療科に先行して国が算定
- 産科は分娩件数1,000件当たりの医師数、小児科は15才未満の年少人口当たりの医師数をベースに、地域毎の人口構成、医師の性年齢構成等を踏まえて国が新たに算出したもの。
- 全国の周産期・小児医療圏(大分県は2次医療圏と同じ)ごとに、**下位33.3%を「相対的医師少数区域」として都道府県が設定するもの**(各都道府県も、下位33.3%が相対的少数県となる。)
- 相対的に少数でない地域においても、産科医・小児科医は不足している可能性があることから、**相対的多数地域は設定しない。**



- ◆大分県は**全国32位** ⇒ **相対的医師少数県**
- ◆二次医療圏の状況
 - ※()は全国279区域中の順位
 - 東部医療圏(80位)
 - 中部医療圏(73位)
 - 南部医療圏(208位) **相対的医師少数区域**
 - 豊肥医療圏(266位) **相対的医師少数区域**
 - 西部医療圏(272位) **相対的医師少数区域**
 - 北部医療圏(236位) **相対的医師少数区域**



- ◆大分県は**全国17位** ⇒ **相対的少数でない県**
- ◆二次医療圏の状況
 - ※()は全国311区域中の順位
 - 東部医療圏(25位)
 - 中部医療圏(43位)
 - 南部医療圏(236位) **相対的医師少数区域**
 - 豊肥医療圏(119位)
 - 西部医療圏(308位) **相対的医師少数区域**
 - 北部医療圏(166位)